

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和6年1月17日

福岡市環境局ごみ減量推進課

1. 公募の趣旨

本業務委託については、福岡市の公共施設より排出される事業系使用済蛍光管及びHIDランプ等（水銀灯を含む）、乾電池（以下「廃蛍光管等」という）を処理するにあたり、可能なかぎりその原材料として使用できるものへ破碎分別し、資源の循環を図ることを目的に、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積り合わせを実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

- (1) 業務件名 福岡市公共施設事業系廃蛍光管等処分業務委託
- (2) 業務内容 廃蛍光管等を破碎分別し再資源化処分を行う
- (3) 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた産業廃棄物処分量の破碎（プラスチック類、金属くず、ガラスくず、汚泥）の許可を福岡県内に有する者。
- (2) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

- (4) 過去において「廃蛍光管等再資源化処分」業務を、地方公共団体から一年間継続して受託した実績を有する者、又は直近3年間（令和2年度、令和3年度、令和4年度）以内に地方公共団体以外から受託し確実に業務を履行した実績を有する者であること。

5. 手続等

(1) 公募説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和6年1月17日から令和6年1月31日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く）毎日、9時00分から17時00分まで

② 配布場所

環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課

所在所 福岡市中央区天神1丁目8-1（市庁舎13階）

電話番号 092-711-4039

担当 伊藤

③ 配布方法

配布場所において配布します。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書、仕様書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和6年1月17日から令和6年1月31日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く）毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出場所

(1) ②と同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果の通知を送付する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課

所在所 福岡市中央区天神1丁目8-1（市庁舎13階）

電話番号 092-711-4039

担当 伊藤

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなつた当該業務委託の見積合せを中止する場合がある。

8. 本件の契約の締結については、本件に係る予算の成立を条件とする。